

H14. 8. 26 制定
H15. 4. 1 改正
H23. 1. 14 改正
H26. 5. 1 改正

職員の懲戒処分の公表基準

平成 26 年 5 月 1 日
愛媛県公営企業管理局総務課

愛媛県公営企業管理者が、地方公務員法に基づいて実施した懲戒処分については、次の基準により公表することとする。

1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、管理者の行った懲戒処분을公表することにより、職員に公務員としての自覚を喚起するとともに、県行政に対する県民の理解と信頼を確保することを目的とする。

2 公表する処分

地方公務員法に基づく免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分

3 公表時期及び公表方法

処分の都度、速やかに、処分状況の概要資料を報道機関に提供するとともに、公営企業管理局ホームページに掲載する。

4 公表内容

- (1) 免職又は停職の場合は、処分年月日、処分内容、被処分者の所属（課所名）、職名、氏名、年齢、性別、処分事由（事案の概要）とする。
- (2) 減給又は戒告の場合は、処分年月日、処分内容、被処分者の所属（公営企業管理局、事業所、県立病院）、職位（課長級、係長級、一般職員等）、年齢（何十歳代）、性別、処分事由（事案の概要）とする。ただし、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や警察等で所属や氏名等が公にされている場合については、所属（課所名）、職名、氏名、年齢も公表する。

5 公表の例外

被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要だと判断した場合には、4に定める事項の一部又は全部を公表しない。

6 その他

訓告及び厳重注意の実施状況についても、必要な範囲で公表する。